

## 第2回美里町総合教育会議会議録

---

日 時 令和3年2月15日（月曜日）午前9時開議

場 所 美里町役場南郷庁舎 2階 206会議室

---

### 会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教育委員会教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
教育委員会委員	成 澤 明 子
教育委員会委員	留 守 広 行
教育委員会委員	大 森 眞智子
教育委員会教育長	大 友 義 孝

### 美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	佐々木 義 則
総務課秘書室課長補佐兼秘書室長	
兼総合調整係長兼広報広聴係長	佐々木 康

### 意見聴取者

教育次長兼教育総務課長	
兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎

---

### 議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協議事項

美里町教育大綱について

第4 その他

第5 閉 会

---

午前9時00分 開会

日程第1 開会

○総務課長（佐々木義則） おはようございます。

本日進行を務めさせていただきます総務課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙のところ、さらには大きい地震の直後というところで御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回美里町総合教育会議を開会させていただきます。

---

日程第2 挨拶

○総務課長（佐々木義則） 初めに、相澤町長より御挨拶申し上げます。

○町長（相澤清一） 皆様、おはようございます。

早朝からこの総合教育会議に御出席を賜りましたことに感謝を申し上げます。また、常日頃より本町の教育行政に関するいろいろな御指導、御協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

一昨日は夜中に大変な地震がございまして、10年前を思い出すような地震でございました。本町では大きな災害というほどのことはなく、安堵したところでもありますけれども、お一人の方がけがをしたということでございます。また、400戸ぐらいが停電ということで、下二郷地区でございますけれども、2時頃には回復したということでございます。そういうような中で、二号配備をしながら、各課長さん方と現状を調べ、そして対応を協議したところでございます。そういう中で調べましたところ、大きなそういうような災害がないということで、昨日に至りました。しかしながら、今後余震も警戒されることとございますので、ぜひ緊張感を持って今後も当たってほしいとお願いしたところでございます。地震については、そのような状況でございます。

また、コロナ感染症対策については、教育委員会、また教育委員の皆様には大変な御指導をいただいておりますことに感謝申し上げます。だんだんと終息に向かっているのかなと思うところでもございますが、東京などではまだそういう状況でございますので、本県では大分下降気味になっているのかなと思いますけれども、予断を許さない状況でございます。また、ワクチンについても、現在コロナ対策室で鋭意準備を進めているところでございますけれども、まだ国からのしっかりとした方向性が出されてきておりませんので、そういう面では少し時間が

かかるのかなと、そういう思いでございます。そのような状況でございますけれども、一つ一つ着実に対応を進めてまいりたいと思いますので、なお一層皆様方の御理解をいただきたいと思っております。

今日は総合教育会議ということでございますけれども、教育大綱について御協議いただくこととなります。お互いにいろいろと協議しながら、共通認識を持って今後の美里町の教育行政に努めてまいりたいと思いますので、なお一層の御指導、御協力をお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（佐々木義則） それでは、続きまして大友教育長から御挨拶をお願いしたいと思います。

○教育長（大友義孝） 改めまして、おはようございます。大変お疲れさまでございます。

ただいま町長から御挨拶いただきましたように、地震の関係につきましては、既に委員の皆さんに連絡を取らせていただきました。教育施設が大分多い町でございますので、本日もまた改めて調査を行っているというところでございます。大きな破損とかそういうのはなかったということで安堵しているところでございます。また、子供たちの様子でございますけれども、今日登校してからまだ連絡が全部入っていませんので、「ない」ということは皆けがもなく、登校したんだろうと思っているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の関係につきましては、臨時休校とさせていただいた部分もございました。また家族間の中でいろいろと不安なところがあるということもあって、休ませる親御さんも中にはいらっしゃいます。ただ、この関係については、父兄の皆さんが、家族関係者にどうしても発熱という症状があって、それがやっぱり子供たちにも不安を与えるということがあって休まざるを得ないような状況下になるというところもございます。ただ、もう3月9日が中学校の卒業式になっておりますので、残すところあと15日ぐらいだと思うんですね、実際授業できるのが。ただ、中学校3年生においては、3月4日が公立高校の入試日ということになっておりますので、受験生がコロナに感染することなく受験していただけるように激励をしているというところでございます。

本日の総合教育会議につきましては、今、教育委員会で進めております教育振興基本計画、この部分との兼ね合いがあるということで、もともと町の総合計画・総合戦略の部分におきましては、将来像を見定めながらいろいろと検討しているところでございます。この辺につきまして、町長と教育委員とで調整をさせていただきながら進めていければと考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

以上でございます。

○総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

それでは、まず初めに、本日の会議録署名委員の選出について事務局からお諮りさせていただきたいと思います。

本日の会議における会議録の署名につきましては、成澤委員、それから留守委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○総務課長（佐々木義則） それでは、よろしく願いいたします。

---

### 日程第3 協議事項

○総務課長（佐々木義則） それでは、次に3番目の協議事項に入らせていただきます。座って進行させていただきます。

本日の協議事項につきましては、美里町教育大綱についての協議でございます。

この美里町教育大綱についてでございますが、本日お渡ししております資料、第2期美里町教育振興計画の策定の背景のところに記載されておりますとおり、平成30年10月の美里町総合教育会議におきまして美里町教育振興計画を美里町教育大綱とする方針を確認いたしまして、平成30年11月から第1期美里町教育振興基本計画をもって美里町教育大綱としているところでございます。

美里町におきましては、昨年12月に計画期間令和3年度から令和7年度の5年間とする第2次美里町総合計画・総合戦略を策定させていただきまして、これらを受けて、美里町教育委員会におかれましては現在第2期美里町教育振興基本計画を策定中ということで伺っております。

本日の会議につきましては、先ほど大友教育長さんの挨拶でもございましたが、この第2期の教育振興基本計画、これらの内容等について意見交換等を行っていただきまして、今後につきましてもこの美里町教育大綱とするといったような方向性でよいか御協議いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、第2期美里町教育振興基本計画の案の内容、これまでの協議内容につきまして教育総務課から御説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆様、大変お疲れさまでございます。

それでは、まず、本日事前にお配りさせていただいております資料の御説明をさせていただ

きたいと思います。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料につきましては、昨年12月の教育委員会定例会でお配りした素案を基に、教育長、あと教育委員の皆様の御意見をいただきながら、修正を加えて作成しているというものでございます。

まず、目次をご覧いただきたいと思います。6つの章で構成してございます。

第1章、基本計画につきましては、策定の背景、趣旨、計画期間について記載しております。第2章ではこれまでの取組と課題を整理させていただいておきまして、取り組むべき課題を明確にした上で、第3章で基本理念、第4章で基本計画を定めておきまして、第5章で具体的な教育施策を掲げておきまして、第6章で計画の推進と進行管理について記述しているというところでございます。

まず、「はじめに」にありますように、変化の激しい予測の難しい社会をしっかりと持続可能なものにしていくためには、やはり教育が必要であるというところでございます。国の教育振興基本計画でも述べられておりますとおり、可能性、あとはチャンス、これの最大化も考えて計画を策定したいというところでございます。

それで、めくっていただきまして1ページ目、第1章の策定の背景ということでございます。現在の教育振興基本計画、教育大綱を定めた経緯と、今回の計画策定に当たりまして国県の教育振興基本計画、あとは現在の美里町教育振興基本計画、さらに第2次美里町総合計画・美里町総合戦略、これとの関係を述べているというところでございます。また、新型コロナウイルスの影響に対しては可能な限り考慮して進めてまいるというところでございます。

策定の趣旨でございます。現在の美里町教育振興基本計画は、総合計画の分野別計画と位置づけておきまして、教育基本法第16条第3項の規定に基づいて、施策の策定とその実施に重点を置きまして計画を策定している。美里町の将来像にあります心豊かな人材を育むことを目標としているというところでございます。

今回策定する美里町教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき策定するものであるとともに、ここに書かせていただいておりますが、教育委員会の考えといたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき町長が定める大綱と通底しているというところであると思いますので、一体のものとするという形で記載させていただいているところでございます。

計画の期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間ということにしておりまして、国の教育振興基本計画の改正、見直しが行われた場合につきましては、その計画を参

酌して見直しを行うというところで記載しております。

続きまして、第2章、これまでの取組と課題ですが、美里町総合計画・美里町総合戦略と美里町教育振興基本計画に基づき進めてきた施策の取組状況とその課題について整理してございます。大きく分けて、学校教育と社会教育・生涯学習の2つに分けて取り組んできているところでございまして、その内容は2ページから記述しているとおりでございます。

続きまして、5ページ目でございます。

第3章、基本理念でございます。第3章では、これまで実施してきた結果、明らかになった課題を解決し、教育の振興を図るための施策に関する具体的な計画として教育の振興に力点を置き策定するもので、町の将来像にある「心豊かな人材の育成」の「心豊かな」の意味を明確にして、ここに教育の理念を掲げたほうが教育の振興を図るためにはいいのではないかとというところで考えたところでございます。

また、基本理念は本来であれば第1章に掲げるというところであるとは思いますが、今回第3章に持ってきております。これにつきましては、第2章の取組と課題でも触れてありますとおり、その施策を実施してきて明らかになった課題を解決するためには、美里町の教育の基本理念を明確にしておくべきであろうと考えたというところでございます。そして、ここに記載してありますように、「人との支え合いを大切にし、自ら学び、たくましく柔軟に社会を生き抜く力をはぐくむ」というのがよいのではないかとというところで記載しているというところでございます。

続きまして、第4章、6ページでございます。国の教育振興基本計画を参酌しまして、これまで取り組んできて明らかになった課題、社会経済情勢の変化に伴い新たに生じてきた課題を解決するために、5つの基本方針を立てております。

1つ目の学校教育の充実と、2つ目の多様な人材の育成と、これは学校教育の部分が強い部分というところになっております。3つ目は生涯学習、4つ目は学びのためのセーフティネット、あと5つ目でございますが、学校教育を振興するために必要な基盤整備ということで掲げておきまして、この5つを掲げているということでございます。

続きまして、第5章、7ページでございます。ここにつきましては、今後進めていく政策、施策事務事業について記述しているものでございます。これらにつきましては、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略を策定する際に、今回作成する計画との整合性を取ることを念頭にずっと進めてきておきまして、内容といたしましては同様のものというところでございます。総合計画の内容と合致しているものというところでございます。

この中に教育委員会の管轄以外のものも入ってございます。例えば、10ページの事業12、下のほうでございますが、非核平和の推進とか、あとは12ページの文化活動、中ほどでございますけれども、文化活動、スポーツ活動を行う団体、個人への支援、あとは事業19、12ページの一番下でございまして、社会教育関係施設の計画的な整備と維持管理、これらにつきましてはまちづくり推進課の部分ということになります。あとは進んでいただいて16ページでございます。一番最後のページでございます。これの事業30、中学校の再編整備につきましては、これは建設課と関わりがある部分ということでございますが、これにつきましても総合計画の策定段階から関係各課と調整を取りながら進めてきておるものでございます。

最後になりますけれども、一番裏面、17ページでございます。

第6章、計画の推進と進行管理でございます。記載してあるとおりなのでございますが、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略に基づいて作成する実施計画書、これにより進行管理を行っていくというところと、教育委員会におきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、自己点検、自己評価を行ってございますので、これの中でも一つ一つ点検していくと。さらには、その点検の結果、教育委員会自らの評価、あとは学識経験者の評価、こういうものを基に教育施策の見直し、そういうものを進めていくという考えでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

教育長、よろしいですか、質疑に入らせていただいて。（「はい」の声あり）

それでは、早速、今説明いただいた内容につきまして質疑に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長（相澤清一） 大変ご苦労さまでございました。丁寧に説明いただきました。

それでは、ただいま説明いたしました美里町教育大綱について協議をさせていただきます。

教育大綱については地方公共団体の長が定めることとされており、教育振興基本計画は地方公共団体が定めることとされておりますが、ここで言う地方公共団体とは教育委員会であるとの認識の下、教育委員会が策定されているものと理解しております。

現在の教育大綱は平成30年10月の総合教育会議で協議、調整し、教育委員会が策定した美里町教育振興基本計画は本町の教育、文化、スポーツの振興に関する施策を定めているので、この計画をもって美里町教育大綱とすることとして、同年11月に定めております。

現在の教育振興基本計画は令和2年度で終了することになるため、教育大綱をどうするかに

ついて考えたところ、私といたしましては、現在教育委員会が作業を進めている美里町教育振興基本計画（案）を一読したところ、総合計画・総合戦略と合致しており、引き続き本町の教育、文化、スポーツの振興に関する施策を定めているので、この計画をもって大綱とすることがよいと考えております。この考えに対し教育委員会の見解を確認させていただきたいと思いますが、皆さんの御意見をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

それでは、教育委員の皆様から今の関係について。では、後藤委員さん、お願いします。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） 今の町長さんのお話で、誰がこの美里町教育振興基本計画の原案をつくるのかということがはっきりしましたので、僕はそれでいいんじゃないかと。と言いますのは、前の場合にはその範囲がちょっと曖昧なところがありまして、僕自身もちょっともやもやしておりましたのが、今度ははっきりしましたので、大変いいことなのではないかと思えます。

○町長（相澤清一） ありがとうございます。

○総務課長（佐々木義則） そのほか。では、皆様から。では、成澤委員さん。

○教育委員（成澤明子） 「はじめに」あるいは「基本計画で策定の背景」とかというところは、必要な言葉がどうしてもこれ以上削れないということでこのように書かれていると思うんですが、私たち一般の者にとっては、ちょっと分かりづらいとは思いますが、その後具体的に書かれた一つ一つの中身は、これは必要なことだなと思えますので、私は基本的にこれでもろしいのかなと思えました。

○総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

それでは、留守委員さん、お願いいたします。

○教育委員（留守広行） 先ほどの町長さんからの御発言どおり、教育委員会へ策定の位置づけをさせていただけるということでございます。もう間もなく年度末の時期で、スピーディーにこれを策定しなければいけなくなりましたけれども、そういうお考えをいただきましたので、委員の皆様方といろいろと話し合いを重ねながら、この基本計画を策定させていただければと思っております。ありがとうございました。

○総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。では、大森委員さん。

○教育委員（大森真智子） 特に私からはありません。

○総務課長（佐々木義則） では、教育長さん。

○教育長（大友義孝） 私も基本的には先日の議会でお認めいただきました町の総合戦略・総合

計画、この基本構想部分についてお認めいただいて、その内容が町長が思い描いている教育に関する考え方や、さらには方向性が示された内容になっているわけですね。ただいま町長からお話を頂戴したように、あくまでもこの振興基本計画は今まで案として教育委員会で練ってきたのですけれども、その内容が町長さんのお考えの部分と合致しているというお話を頂戴しましたので、こういった形で一体のものという考え方で私はよろしいのではないかなと思っております。

また、大綱は振興基本計画と連動するというのは当然のことではございますけれども、教育振興基本計画そのものだけをつくるとすれば、教育委員会だけの範疇から外れる、先ほど御説明がありましたように文化、スポーツの部分とか、教育委員会部局で行っていないものまで含まれてくるわけなので、それを外しての計画というのはなかなか教育行政分野としてはつくれないと。ですから、一体のものという考え方を示されておりますので、その方向性で進めていくのが上策ではないのかなと思っております。

以上です。

○総務課長（佐々木義則） ありがとうございます。

では、町長、いいですか。

○町長（相澤清一） 今、皆様方から御意見をいただきました。教育委員会で進めてきました基本計画を美里町の教育大綱にするということで御理解いただいたということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

○町長（相澤清一） ありがとうございます。

（「一つ」の声あり）

○総務課長（佐々木義則） はい。後藤委員さん。

○教育委員会教育長職務代理者（後藤眞琴） 一つだけ確認させていただきたいんですが、第1期の基本計画では、教育基本法、先ほど次長さんから説明がありましたけれども、第16条に基づいてつくった場合、その場合には、先ほどの説明にもありました、この町の実情に応じた教育に関する施策を作成して、その実施のほうに重点を置いたので第16条に基づいたんだということ。今回の基本計画は教育基本法の第17条に基づいてつくっていくものだと。それは、もちろん今までの第1期計画に基づいて教育をしてきたことから分かった課題、それから、その間の社会経済状況の変化で新たに出てきた課題を基に教育の振興を図る。もちろん今までの課題を解決しながら、その上、教育の振興を図るために第17条に基づいたんだと。そういうことで僕は理解をしているんですけれども、皆さん、町長を含め、それでよろしいかどうか確認して

おきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則）　じゃあ、教育長さんお願いします。

○教育長（大友義孝）　私も、後藤委員が言われるように、やはり最も教育基本法が一番前提にはあって、それをこうしろああしろと定めているのは法律の条項だと思うんですね。その中でも、その部分を町に合った教育の施策、そういった部分をつくっていく必要があると。1期目に定めた部分で、今委員が言われたように新たな課題という部分についても洗い出した上で、それに向かって、今度は解決に向かって振興していくという考え方、全くそのとおりだと私は認識しております。そういう方向性で進めていければなと思っております。

○町長（相澤清一）　後藤委員のお考えのとおり、そのような方向に基づいて今回教育大綱をつくって、そのとおり実践していきたいと、そのように思っております。

○総務課長（佐々木義則）　それでは、今いろいろと御意見をいただきました。この教育振興基本計画については、町長の執行権限となっております文化、スポーツの部分についても含まれた教育全てを網羅した計画と。さらには町の策定いたしました総合計画・総合戦略とも合致しているということも踏まえまして、教育振興基本計画を教育大綱に位置づけるといった形で今後進めていくという方針を確認させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長（相澤清一）　それでは、そのような方向でよろしいですか、皆さん。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。では、そのように進めていきたいと思えます。

○総務課長（佐々木義則）　続きまして、今後の基本計画、教育大綱の進め方、スケジュールの部分について教育総務課長から説明させていただきたいと思えます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　それでは、説明させていただきたいと思えます。

今、調整をしていただきまして、教育大綱を兼ねる形で教育振興基本計画の策定を進めていくと。その作業につきましては、教育委員会のほうで進めていくということとご思えます。それで、本日総合教育会議で協議調整をしていただきましたので、教育委員会の2月の定例会、これから日にちについては決めるということになると思えますが、そこで最終的にはこの案を決定させたいと思えます。ですので、それまでに教育委員の皆様、あとは町長などの御意見等々がございましたらぜひお寄せいただいて、最終案を確定させたいと思っております。いただいた意見をまとめたものを今度の定例会前にお配りさせていただきまして、そ

これで御審議いただければと思っているところでございます。そこで案を確定させましたならば、これはパブリックコメントに付す必要がございますので、3月上旬からになると思いますが、パブリックコメントをいたしまして、住民の皆様の御意見をいただくというところでございます。あと4月に入りまして、その結果を受けて、その内容を踏まえて教育委員会で、これは臨時会になるのかと思いますが、これを開催いたしまして、計画として決定するというようなところになっていくと。それで、また総合教育会議を開催させていただきまして、最終的な調整をさせていただくというような形で進めてまいればなど。あとは教育委員会の中での決定は定例会の中で決定させていただくということと、あとは町長は町長部局で庁議等々の手続等もあると思っておりますので、それらの手続を経まして確定ということになるのかなど。それで、最終的にはその決定したものを、住民の代表であります議会のほうに御説明させていただく必要がございますので、4月の下旬なり5月の中旬あたりになるのかと思いますが、全員協議会を開催していただいて御説明させていただくという流れで考えているところでございます。

また、今回の教育振興基本計画の策定につきましては、本来であれば3月31日で切れますので、4月の頭から新しいものということでその計画の策定を整える必要があったのですが、事務局のほうでちょっとその作業が遅れてしまいまして、約半月か1か月程度時期がずれてしまうということになり大変申し訳ないのですが、なるべく早く、今後の手続をスピーディーに行いながら定めてまいればなど考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○総務課長（佐々木義則） 今御説明申し上げました今後の策定スケジュール、そういったスケジュールで進めてまいりたいと思っております。この件について何か御質問等、御意見等ございましたらお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、今後、そういったスケジュールで進めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で協議事項については終了とさせていただきます。

---

#### 日程第4 その他

○総務課長（佐々木義則） それでは、4番、その他ということでございますが、皆様から何か

御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。

○町長（相澤清一） その前に、先ほどの挨拶の中で本来言うべきことだろうと思いますけれども、忘れましたので、この場をお借りして報告させていただきます。

教育委員会の任期、成澤様と大友教育長さんの任期が2月19日で切れるということで、その前段、1月議会で委員の就任には佐藤キヨさん、不動堂地区でございますけれども、それから大友教育長さんとお二人の方を議会で御承認をいただきました。大友教育長さんに関しましては3年、2月20日からですね。佐藤キヨさんについては4年という任期でございます。

成澤委員さんには本当に長年の御尽力、この教育行政に対して御指導いただきましたことに改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。今後ともいろいろな御意見、御指導をいただければと、このように思っております。

改めまして、今後3年、4年、教育委員さんにはお願い申し上げたいと、そのように思います。ありがとうございます。

私からは以上です。

○総務課長（佐々木義則） どうもありがとうございました。

そのほか皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

---

#### 日程第5 閉 会

○総務課長（佐々木義則） それでは、ないようでございますので、これをもちまして令和2年度第2回の美里町総合教育会議の一切を終了とさせていただきます。

本日は早朝より大変ありがとうございました。どうも御苦労さまでございました。どうもお疲れさまでした。

午後9時40分 閉会

上記、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年 月 日

---

---